

令和5年度都区財政調整協議について（都側参考資料）

○協議に当たっての前提

- ・令和2年1月28日に開催された都区協議会において、「令和2年度都区財政調整方針」（別紙）により合意した。
- ・今年度は、この方針を踏まえて、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から特例的な対応として増やした0.1%分も含め、改めて配分割合のあり方について協議を行うものである。
- ・区立児童相談所の実績が出ることは確認している。しかし今回の協議は、その実績をベースに配分割合を増やすための協議ではない。まず、配分割合のあり方についてゼロベースから議論を尽くしていくことがなすべきことである。
- ・この点について、都区で共通認識を持つことが、協議に当たっての前提である。

○配分割合に対する基本的な考え方

- ・財調財源の配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするというのが基本的な考え方である。
- ・また、配分割合は、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」、「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なる場合」に変更するべきものである。
- ・大幅な役割分担の変更に伴い配分割合を変更した事例としては、都から全ての特別区に対して事務が一斉に移管された保健所事務、清掃事務がある。
- ・児童福祉法で特別区が任意に設置可能となった児童相談所について、現在、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更が生じていると言えるのが論点である。
- ・あわせて、特別区の直近10年の財政状況から、財源に引き続き著しく過不足が生じているのかについても議論が必要である。

○児童相談所と財調財源に対する都の現状認識

(役割分担について)

- ・子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという点から、都区が児童相談行政を連携して進めていかななくてはならないことは言うまでもない。
- ・特別区には、区立児童相談所を設置する、都立児童相談所のサテライトオフィスと連携するなど、それぞれの区の状況に合わせた選択肢がある。都としては、特別区がいずれの選択をしても、その取組に協力しているところである。
- ・一方で、財調制度上の取扱いについては、前述のとおり役割分担や財源保障の観点から議論が必要である。
- ・児童福祉法上、児童相談所は都に設置が義務付けられており、特別区のエリアにおいても、多くの区で都がその役割を担っている。
- ・また、都は、特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定である。
- ・さらに、児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務について、その一部を都が担う現状があるだけでなく、今後も継続して都に担ってもらいたいという特別区の要望もある。
- ・各区が児童相談行政を行うにあたり、多様な選択肢から各区の実情に合った方法で行うことはもっともである。特別区のエリアにおいて、都と区の連携が益々重要になっている。
- ・こうした状況から、「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当するものではないと考える。

(財源保障について)

- ・財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、財調財源の配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするというのが基本的な考え方である。
- ・令和4年度の財調財源では、区立児童相談所の運営経費である約88億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来需要である公共施設改築工事費等を臨時算定している。
- ・従って、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではない。

- ・直近10年の特別区の財政状況を踏まえて、配分割合の変更がなければ特別区の需要算定に影響が出るのかという観点からも議論が必要である。

令和2年度 都区財政調整方針

令和2年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和2年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和2年度測定単位の数値の確認を待って行う。